



宮 崎 県 公 報

平成30年10月9日(火曜日) 第 3036 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“ ”) 1

頁

- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定……………(会計課) 1
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………(“ ”) 1
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 1
- 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示
- 漁業法に基づく指示…………… 2

告 示

宮崎県告示第 779号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人 弘征会 西浦病院	都城市	腎臓	平成30年10月1日
きらり薬局	日向市	薬局	平成30年10月1日

宮崎県告示第 780号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
絃和台薬局	宮崎市	薬局	平成30年10月1日
なごみ調剤薬局	宮崎市	薬局	平成30年10月1日
きらり薬局	日向市	薬局	平成30年10月1日
訪問看護ステーションたすと	宮崎市	訪問看護	平成30年10月1日

宮崎県告示第 781号

宮崎県収入証紙条例(昭和39年宮崎県条例第34号)第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成30年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	指定年月日
都城地区自家用自動車組合	都城市妻ヶ丘町49街区3号	平成30年9月27日

宮崎県告示第 782号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成30年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更年月日
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	
宮崎中央農業協同組合	国富町大字本庄4470-1 宮崎中央農業協同組合国富支店内	宮崎中央農業協同組合	国富町大字本庄1979-1 宮崎中央農業協同組合国富支店内	平成30年1月22日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、えびの市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨーえびの店
えびの市大字原田字恵比寿田3216番 1 外17筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更
平成30年9月6日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年10月9日から平成30年11月9日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー広原店
北諸県郡三股町宮村2950番3号

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成30年9月6日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年10月9日から平成30年11月9日まで

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 123号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

平成30年10月9日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

（届出）

1 宮崎県沖合水深 100～ 200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業（以下「あまだい延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

（遵守事項）

2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、操業を行うおうとする海域ごとに策定される、あまだい延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

操業海域	地区資源管理計画
延岡市～日向市の沖合	宮崎北部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
都農町～宮崎市の沖合	宮崎中部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
日南市～串間市の沖合	宮崎南部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画

（漁獲量の上限）

3 あまだい延縄漁業で平成30年漁期（平成30年10月から平成31年9月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の漁獲量の上限（属人漁獲量）			合計
	県北部 （延岡市～日向市管内の漁業協同組合）	県中部 （都農町～宮崎市管内の漁業協同組合）	県南部 （日南市～串間市管内の漁業協同組合）	
平成30年	0.8トン	5.9トン	9.4トン	16.1トン

（漁獲成績報告書）

4 届出を行った者は、漁獲成績報告書を委員会が別に定める方法により、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

（採捕抑制の要請）

5 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。

6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

（指示の有効期間）

7 この指示の有効期間は、平成30年10月9日～平成31年9月30日までとする。